

治山事業の事業区分と採択基準

(1) 国庫補助事業

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
補	治山等激甚災害対策特別緊急 (治山等激甚災害対策特別緊急事業)	激甚な災害が発生した地区において、災害関連緊急治山事業に引き続き再度災害を防止するため、緊急かつ集中的に行う荒廃地等の復旧整備	緊急治山を実施 全壊 50 戸(浸水 2,000 戸)以上の地区 人家 10 戸以上 等 主要公共施設 全体対策 10 億円以上	県	55	45	治山ダム工 土留工
	山地治山総合対策 (復旧治山事業)	水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備	1,2級河川上流 人家10戸以上 主要公共施設 農地 等 全体計画 7,000 万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等
助	(地すべり防止事業)	地すべり防止区域内の地すべり防止工事を実施	1,2級河川上流 人家10戸以上 主要公共施設 農地 等 全体計画 1 億円以上	県	50	50	土留工 集水井 ホーリング [※] 暗渠 工等
	(防災林造成) (海岸防災林造成事業)	高潮・津波、風浪等による被害の防備のための海岸防災林の造成、これと一体的に行う機能の低位な森林の整備	人家 10 戸以上 主要公共施設 海岸防災林延長 100m につき後方 2ha 以上の農地 等 年度計画 500 万円以上	県	50	50	防潮護岸工 堆砂工 防風工 植栽工等
	(保安林緊急改良事業)	既存の治山工事施工地であって、森林所有者等の責に帰しえない原因のために、現況が著しく悪化した森林の改良整備	人家 10 戸以上 主要公共施設 等 年度計画 400 万円以上	県	50	50	編籾工 排水工 植栽工等
業	水源地域等保安林整備 (水源地域整備) (水源森林再生 対策事業)	ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域及び集落の生活用水等の確保上重要な水源地域等における、荒廃地、荒廃森林等の総合的な整備	森林面積 200ha 以上 給水対象人家 100 戸以上 要整備森林 50ha 以上 当地域の森林面積の 30%以上が保安林 全体計画 1 億 5,000 万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 森林整備等
	(奥地保安林保全 緊急対策事業)	奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、治山施設と併せて荒廃森林を一体的に整備	1,2 級河川上流に位置し、事業対象地域の保安林 50ha 以上 年度計画 800 万円以上	県	50	50	治山ダム 土留工 森林整備等

補 助 事 業	〈水源の里保全 緊急整備事業〉	山村集落周辺の荒廃地や荒 廃森林を地域住民等の参画 も得ながら一体的に整備	当該地域の保安林 30ha以上 人家5戸以上 主要公共施設 地域住民等の森林整 備等への参画 全体計画 1,500万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 森林整備等
	(保安林整備) 〈保安林改良事業〉	森林の過密化等により機能 が著しく低下した保安林の 整備	人家10戸以上 主要公共施設等 年度計画 200万円以上	県	50	50	編籬工 排水工 植栽工 本数調整伐等
	〈保育事業〉	既存の治山事業施行地の森 林又は水源地域の機能が低 位な保安林の保育	既往の治山工事施行 地等 年度計画 50万円以上	県	1/3	2/3	下刈り 除伐 補植等

(2) 国庫交付金事業

事業区分	事業内容	主な採択基準	事業 主体	負担区分		主な工種	
				国	県		
交 付 金 事 業	農山漁村地域整備交付金 (予防治山事業)	山地災害の防止のために行 う荒廃危険山地の崩壊等の 予防のための整備	山地災害危険地区 1,2級河川上流 人家10戸以上 主要公共施設等 年度計画 山腹800万円以上 溪流1,500万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等
	(地域防災対策 総防治山事業)	荒廃山地等の復旧整備のため 緊急に行う総合的な山地 災害危険地対策	山地災害危険地区 人家50戸以上 全体計画 2億円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工
	(機能強化・ 老朽化対策事業)	既存治山施設の機能強化対 策	山地災害危険地区 人家10戸以上 年度計画 200万円以上	県	50	50	治山ダムの増厚 ・嵩上
	(森林土木効率化等 技術開発事業)	新技術を活用した工法、木 材利用の拡大を図る工法等 の開発普及を図るモデル事 業	復旧治山の採択を満 たす地域 全体計画 3億5千万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工
	(林地荒廃防止事業)	激甚災害等により被災した の地域等において、風倒木 や流木等に起因する山地災 害を未然に防止するための 山地災害危険地対策	人家5戸以上 主要公共施設等 年度計画 400万円以上	県	50	50	風倒木・流木の 処理

交付金事業	(山地災害総合減災対策治山事業)	山地災害危険地区が複数存在する地域において、地域住民と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策	人家10戸以上 主要公共施設 3地区以上の危険地区 住民参加型の対策 全体計画 7,000万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工
	(共生保安整備事業)	保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備	3ha以上の公有保安林等 森林整備を総合的に実施する必要のあるもの 年度計画 1,500万円以上	県	50	50	自然林造成 自然林改良 管理車道 作業施設等
	(保安林管理道整備事業)	山地治山事業の重点実施地域で行なう保安林管理道の開設・改良	山地治山事業の重点実施地域 事業地域面積50ha以上、うち50%以上が保安林 全体計画 5,000万円以上	県	50	50	開設・改良

(3) 県単治山事業

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
県単事業	山地治山事業	山地における小規模な荒廃林地の防災工事	国補事業の対象とならない小規模な山地の荒廃林地等	県	—	100	土留工 護岸工 植栽工等
	海岸防災林造成事業	海岸における小規模な荒廃林地の防災工事	国補事業の対象とならない小規模な海岸の荒廃林地等	県	—	100	砂丘造成工 消波根固工等
	保安林整備事業	機能が低下した保安林の植栽や保育	国補事業の対象とならない小規模な機能が低下した保安林	県	—	100	植栽工 本数調整伐 下刈等

(4) 国庫災害関係事業

事業区分	事業内容	主な採択基準	事業 主体	負担区分		主な工種	
				国	県		
災 害 関 係 事 業	災害関連緊急治山事業	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地を当該災害発生年に緊急に行う復旧整備	県	2/3	1/3	治山ダム工 土留工等	
	災害関連緊急地すべり防止事業	地すべり防止区域内において、災害により新たに発生し、又は拡大した地すべり地を当該災害発生年に緊急に行う復旧整備	県	2/3	1/3	治山ダム工 土留工 集水井 暗渠工等	
	【治山施設災害復旧】 林地荒廃防止施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	県が施行管理する治山施設が被災した場合の復旧事業	降雨、暴風、波浪等による災害 ・24時間雨量80mm以上 ・1時間雨量20mm以上 ・最大風速15m以上 1箇所の工事費が120万円以上 *現年災害のみ	県	2/3	1/3	治山ダム工 土留工 防潮護岸工 人工砂丘等の復旧
	治山施設災害関連事業	林地荒廃防止施設災害復旧の施工のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと合併して行う当該施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業	林地荒廃防止施設災害復旧事業箇所 全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下、かつ工事費が800万円以上	県	1/2	1/2	治山ダム工 土留工 防潮護岸工 人工砂丘等の復旧